

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）に関するQ&A（令和元年12月現在）

Q1 【介護支援専門員より質問】
令和2年4月より、ヘルパー等専門職は生活援助を提供できないのか？

A1 いいえ。ヘルパー等専門職も引き続き生活援助のサービス提供が可能です。
※今後、御所市の実情に合わせてサービスの内容を拡充していく予定です。住民主体の生活メイトが、御所市で活躍できる地域の実現を目指し、ご協力をお願い致します。

Q2 【介護支援専門員より質問】
ヘルパー等専門職が生活援助を実施した時の単価は？

A2 令和2年4月より、ヘルパー等専門職が提供する介護予防訪問介護サービスは、224単位です。生活援助、身体介護の区別はありません。

Q3 【第1号訪問事業所より質問】
支援が上限回数を上回った時、サービスをキャンセルするのか？

A3 上限回数を見直しました。【別表1】
担当の介護支援専門員は十分に利用者の状況、能力等を十分にアセスメントし、自立支援に資するケアプランの作成をお願いします。また、訪問型サービスはケアプランに基づき、利用者が出来ない部分を補う支援の提供をお願いします。
※上限を超える場合、担当の介護支援専門員、利用者やその家族と検討し、自費や他のサービスとの併用も検討下さい。

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）に関するQ&A（令和元年12月現在）

Q4 【介護支援専門員より質問】
介護予防訪問介護サービス（ヘルパー等専門職）と生活援助型サービス（生活メイト）は併用可能か。

A4 はい。併用は可能です。

Q5 【第1号訪問事業所より質問】
生活メイトが提供する生活援助型サービスは、御所市の被保険者に対してのみ提供できるのか。

A5 はい。御認識の通りです。生活援助型サービス（生活メイトが提供するサービス）は、御所市独自の制度です。
※なお生活メイトは、御所市内にある第1号訪問事業所に所属している必要があります。

Q6 【第1号訪問事業所より質問】
計画（提供票）は介護予防訪問介護サービスであるが、利用者や事業所の都合により曜日変更等で生活援助型サービスとなることは可能か。

A6 身体介護を提供する場合、生活援助型サービスへの変更は不可能です。
生活援助を提供する場合、変更は可能です。変更の際は、利用者や家族に了解を得ることはもちろん、担当介護支援専門員とも情報を共有し、サービスがスムーズに提供される体制の整備をお願い致します。

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）に関するQ&A（令和元年12月現在）

Q7

【第1号訪問事業所より質問】

サービス提供責任者の人員基準の対象となる利用者について、生活メイトが提供する生活援助型サービスの利用者も含まれるか。

A7

はい。御認識の通りです。なお、基準（40人に1人）緩和については、現在検討中です。

上限回数と対象者

回数	上限	対象者
1回/週	月1回～5回まで	総合事業対象者 要支援1・2
2回/週	月1回～10回まで	
3回/週	月1回～14回まで	要支援2